

○八街市給水条例施行規則

平成10年3月31日

規則第23号

八街市給水条例施行規則（平成4年規則第58号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、八街市給水条例（平成10年条例第20号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（給水装置工事の申込み）

第2条 給水装置工事をしようとする者は、条例第4条第1項の規定により給水装置工事申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類及び図面を添付して、工事着工14日前までに管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）に申請しなければならない。

- (1) 量水器借用書（別記様式第1号の2）（新設、改造の場合のみ添付）
- (2) 案内図（別記様式第1号の3）（縮尺2,500分の1程度）
- (3) 次に掲げる事項を表示した平面図（別記様式第1号の4）（縮尺200分の1以上。ただし、敷地面積が相当の広さを有する土地については、1,500分の1までにすることができる。）

ア 給水装置工事を行おうとする土地（以下「申請地」という。）の付近の道路、配水管及び水栓の位置

イ 申請地の境界、面積及び給水人口

ウ 申請地内にある建物並びに給水を行う施設及び止水栓、量水器の位置

エ 給水管及び器具の配置、形状、寸法及び材質

オ 他人の給水装置を使用するときは、その位置図及び同意書

カ その他給水方式を明らかにするために必要な事項

- (4) 条例第9条第1項に規定する給水装置工事費算出表（別記様式第1号の5）
- (5) 配管立図（別記様式第1号の6）（申請地の給水装置及び付属する器具等の位置並びに配管状態が把握できる図書。縮尺は任意とする。）

(6) 構造図（別記様式第1号の7）（受水槽、ポンプ施設、付帯装置その他の特殊な構造物の形状、寸法、材質及び能力等を表示した図書。縮尺は50分の1以上とする。）

(7) その他管理者が必要と認める書類

2 条例第4条第1項のただし書の規定により軽易な工事をしようとする者は、軽易な工事届（別記様式第2号）により届け出るものとする。

（一部改正〔平成29年規則22号〕）

（設計審査）

第3条 条例第6条第2項に規定する設計審査（使用材料の確認を含む。）は、管理者が指定する場所で行う。

2 前項の設計審査をした結果、不相当と認めるときは、管理者は再設計を命ずることができる。

（工事検査の申請）

第4条 条例第6条第2項に規定する工事検査を受けようとするときは、給水工事検査申請書（別記様式第3号）により申請しなければならない。

（利害関係人の承諾書）

第5条 条例第6条第3項に規定する利害関係人の承諾書は、給水装置工事申請書（別記様式第1号）による。

（給水装置工事費の算出）

第6条 条例第9条第1項の各号に規定する給水装置工事の費用は、次の各号に掲げる区分に従い算出した総額の範囲内とする。ただし、この基準によることが著しく不相当又は困難であると認められるものについては、別途積算することができる。

(1) 材料費の積算 当該工事に係る材料の単価に所要の数量を乗じて得た額とする。

(2) 運搬費の積算 当該工事に係る材料の積載量、建設機械、器具の搬入、搬出及び運搬距離を基準とした単価に所要の数量を乗じて得た額とする。

(3) 労力費の積算 当該工事に係る職種別賃金に所要の真数を乗じて得た額とする。

(4) 道路復旧費の積算 当該工事に係る道路復旧の単価に所要の復旧面積を乗じて得た額とする。

(5) 間接経費の積算 当該工事に係る材料費、運搬費、労力費及び道路復旧費の合計額に間接経費の率を乗じて得た額とする。

(6) 消費税及び地方消費税相当額 前各号の合計額に100分の10を乗じて得た額とする。

(一部改正〔平成25年規則31号・令和元年4号・6年19号〕)

(給水の申込み及び承認)

第7条 条例第12条の規定による給水の申込みをしようとするとき、又は新たに開栓をしようとするときは、水道使用開始申請書（別記様式第4号）により申し込まなければならない。

2 管理者は、前項に規定した給水の申請を保留し、又は却下するときは、水道使用開始不承認通知書（別記様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

(代理人の選任及び変更)

第8条 条例第13条第1項の規定により代理人を選任したときは、代理人選任届（別記様式第6号）により届け出なければならない。

2 条例第13条第1項の規定により代理人を変更したとき、又は代理人の住所若しくは氏名に変更があったときは、代理人変更届（別記様式第7号）により届け出なければならない。

(管理人の選任及び変更)

第9条 条例第14条第1項の規定により管理人を選任したときは、管理人選任届（別記様式第8号）により届け出なければならない。

2 条例第14条第1項の規定により管理人を変更したとき、又は管理人の住所若しくは氏名に変更があったときは、管理人変更届（別記様式第9号）により届け出なければならない。

(代理人又は管理人の変更)

第10条 管理者は、条例第13条第2項に規定する代理人又は条例第14条第2項に規定する管理人の変更を求めるときは、代理人（管理人）変更命令書（別記様式第10号）により当該所有者に通知するものとする。

（一部改正〔令和6年規則19号〕）

（給水をやめるときの届出）

第11条 条例第17条第1項第1号の規定により廃止、休止又は閉栓するときは、水道使用廃止（休止、閉栓）届（別記様式第11号）により届け出なければならない。

（用途を変更するとき）

第12条 条例第17条第1項第2号の規定により用途を変更するときは、用途変更届（別記様式第12号）により届け出なければならない。

（消防演習のため私設消火栓を使用するときの届出）

第13条 条例第17条第1項第3号の規定により消防演習のため私設消火栓を使用するときは、私設消火栓消防演習使用届（別記様式第13号）により届け出なければならない。

（水道使用者又は所有者の氏名等の変更の届出）

第14条 条例第17条第2項第1号の規定により水道使用者又は所有者の住所若しくは氏名に変更があったときは、水道使用者（所有者）変更届（別記様式第14号）により届け出なければならない。

（給水装置を消防の用に供したときの届出）

第15条 条例第17条第2項第2号の規定により給水装置を消防の用に供したときは、給水装置消防使用届（別記様式第15号）により届け出なければならない。

（量水器滅失等の届出）

第16条 条例第17条第2項第3号の規定により量水器を滅失し、又はき損したときは、量水器滅失（き損）届（別記様式第16号）により届け出なければならない。

（給水装置に異常があるときの届出）

第17条 条例第17条第2項第4号の規定により給水装置に異常があるときは、給水装置異常届（別記様式第17号）により届け出なければならない。

（消火栓を消防の用に供したときの届出）

第18条 条例第17条第2項第5号の規定により消火栓又は私設消火栓を消防の用に供したときは、消火栓使用届（別記様式第18号）により届け出なければならない。

（給水装置及び水質の検査請求等）

第19条 条例第20条第1項の規定により水道使用者、所有者若しくは代理人又は管理人（以下「水道使用者等」という。）が給水装置又は供給を受ける水の水質の検査を行いたい場合は、給水装置（水質）検査請求書（別記様式第19号）により請求しなければならない。

2 管理者は、前項に規定する検査請求により、給水装置又は水質について検査を行ったときは、給水装置（水質）検査結果通知書（別記様式第20号）により当該請求者にその結果を通知するものとする。

（量水器の点検）

第20条 管理者は、量水器により使用水量を計量したときは、その都度使用水量を水道使用者等に通知するものとする。

2 量水器の点検時に1立方メートル未満の端数があるときは、点検した日の属する月の翌月分に繰り越して計算するものとする。

（料金の納入期限）

第21条 水道料金（以下「料金」という。）の納入期限は、次の各号に定めるところによる。

(1) 納入通知書により料金を納入するときは、納入期限の指定のあるものを除き、納入通知書を発した日から15日とする。

(2) 口座振替により料金を納入するときは、前号の規定にかかわらず量水器を点検した日の属する月の28日とする。

（督促状）

第22条 管理者は、料金又は手数料を納入期限までに納めない者に対しては、督促状を発しなければならない。

(料金等の減免等)

第23条 条例第31条の規定により管理者が料金、手数料又は負担金（以下「料金等」という。）を軽減又は免除（以下「減免」という。）し、又は納入を猶予する場合は、次のとおりとする。

- (1) 条例第24条第1項第2号から第4号による場合
- (2) 天災その他の被害を受け、支払が困難であると認められた場合
- (3) その他管理者が特に必要と認めた場合

2 前項の規定により料金等の減免を受けようとする者は、料金等減免（猶予）申請書（別記様式第21号）により管理者に申請しなければならない。

3 前項の規定により申請があったときは、その内容を審査し、減免の可否を決定し、料金等減免（猶予）決定通知書（別記様式第22号）により当該申請者に通知するものとする。

(簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及び自主検査)

第24条 条例第34条第2項の規定による管理の方法は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 水槽の清掃を1年以内ごとに1回定期に行うこと。
- (2) 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。
- (3) 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準項目のうち必要なものについて検査を行うこと。
- (4) 給水する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

2 条例第34条第2項の規定による管理の状況に関する検査は、1年以内ごとに1回定期に簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が行う給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する水質の検査とする。

(追加〔平成15年規則7号〕、一部改正〔平成15年規則27号・29年22号・令和6年19号〕)

(給水装置の確認申請)

第25条 条例第35条第3項に規定する給水装置の確認の申請をしようとする者は、給水装置確認申請書(別記様式第23号)に給水装置工事申請書を添付して管理者に提出しなければならない。

(一部改正〔平成15年規則7号〕)

(給水停止の通知)

第26条 条例第36条の規定により管理者が給水の停止をするときは、給水停止通知書(別記様式第24号)により通知しなければならない。

(一部改正〔平成15年規則7号〕)

(給水装置検査員書)

第27条 条例第6条第2項及び条例第20条第1項に規定より水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り給水装置の検査を行う職員は、水道法(昭和32年法律第177号。)第17条第2項の規定により、その身分を示す証明書(別記様式第25号)を携帯し、当該関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(一部改正〔平成15年規則7号〕)

(補則)

第28条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

(一部改正〔平成15年規則7号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の八街市給水条例施行規則(平成4年規則第58号)の規定によりなされた申請、届出その他の手続又は処分は、この規則による改正後の八街市給水条例施行規則の規定によりなされた申請、届出その他の手続又は処分とみなす。

附 則（平成15年3月28日規則第7号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年11月27日規則第27号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月25日規則第31号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月22日規則第22号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月25日規則第4号）

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則（令和4年10月21日規則第41号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年3月27日規則第19号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記
様式第1号(第2条第1項)

給水装置工事申請書

年 月 日

八街市水道事業

八街市長 様

申請者 住所 (所在地)

フリガナ (名称及び代表者氏名)
氏 名

㊞

電 話

八街市給水条例第4条第1項の規定により給水装置工事を施工したいので、次のとおり申請します。

工事区分	1 新設 2 増設 3 改造 4 修繕 5 撤去					
使用者	住所					
	氏名	㊞				
	電話					
工事場所						
工事予定期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
指定給水装置 工事業業者	指定番号	第 号	指定有効期限	年 月 日		
	電 話			F A X		
	主任技術者			免状番号	第 号	
給水方式	1 直結 2 受水槽	種 類	1 専用 2 共用 3 私設消火栓	口 径	mm	
用 途	1 家事用 2 営業用 3 工業用 4 官学病院用 5 消火栓 6 その他(臨時)					
利害関係人の 承 諾	土地所有者	住 所				
		氏 名	㊞			
	家屋所有者	住 所				
		氏 名	㊞			
	給水装置 所 有 者	住 所				
		氏 名	㊞			
添付書類	1 量水器借用書 2 案内図 3 平面図 4 工事費算出表 5 配管立図 6 構造図 7 その他()					
委 任 状	委 任 事 項	上記給水装置工事に関する一切の手続を委任します。				
	代 理 人	所在地又は住所、名称又は氏名(法人にあたっては代表者名) ㊞				
水道課 使用欄	受付	水 栓 番 号	量水器番号	摘 要		
		給水申込負担金確認			年 月 日	

様式第1号の2(第2条第1項第1号)

量水器借用書

年 月 日

八街市水道事業

八街市長 様

借用者 住所 (所在地)

フリガナ
氏 名 (名称及び代表者氏名)

電 話

八街市給水条例第4条第1項の規定により給水装置工事を施工したいので、次のとおり量水器を借用します。

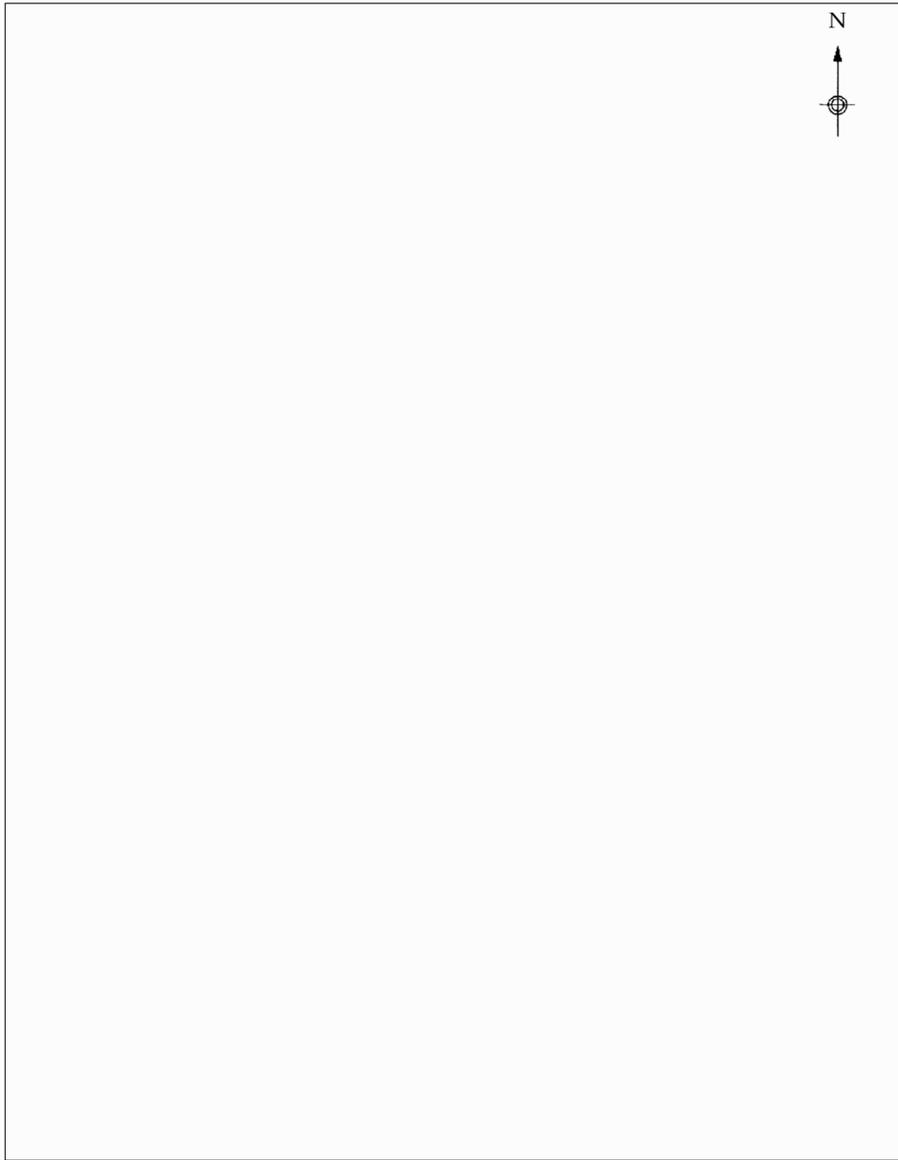
量水器		※ 取付年月日	※ 有効期限	※ 水栓番号	※ 指針	※ 備考
口径	※ 番 号					
		年 月 日	(年 月 年)			
		年 月 日	(年 月 年)			
		年 月 日	(年 月 年)			
		年 月 日	(年 月 年)			
		年 月 日	(年 月 年)			
		年 月 日	(年 月 年)			
		年 月 日	(年 月 年)			
		年 月 日	(年 月 年)			
		年 月 日	(年 月 年)			

注 ※欄は記入しないこと。

様式第1号の3(第2条第1項第2号)
案

内 図

縮尺 1 / 2,500



※貼付けはしないこと。

様式第1号の4(第2条第1項第3号)

平 面 図

縮尺 1/200

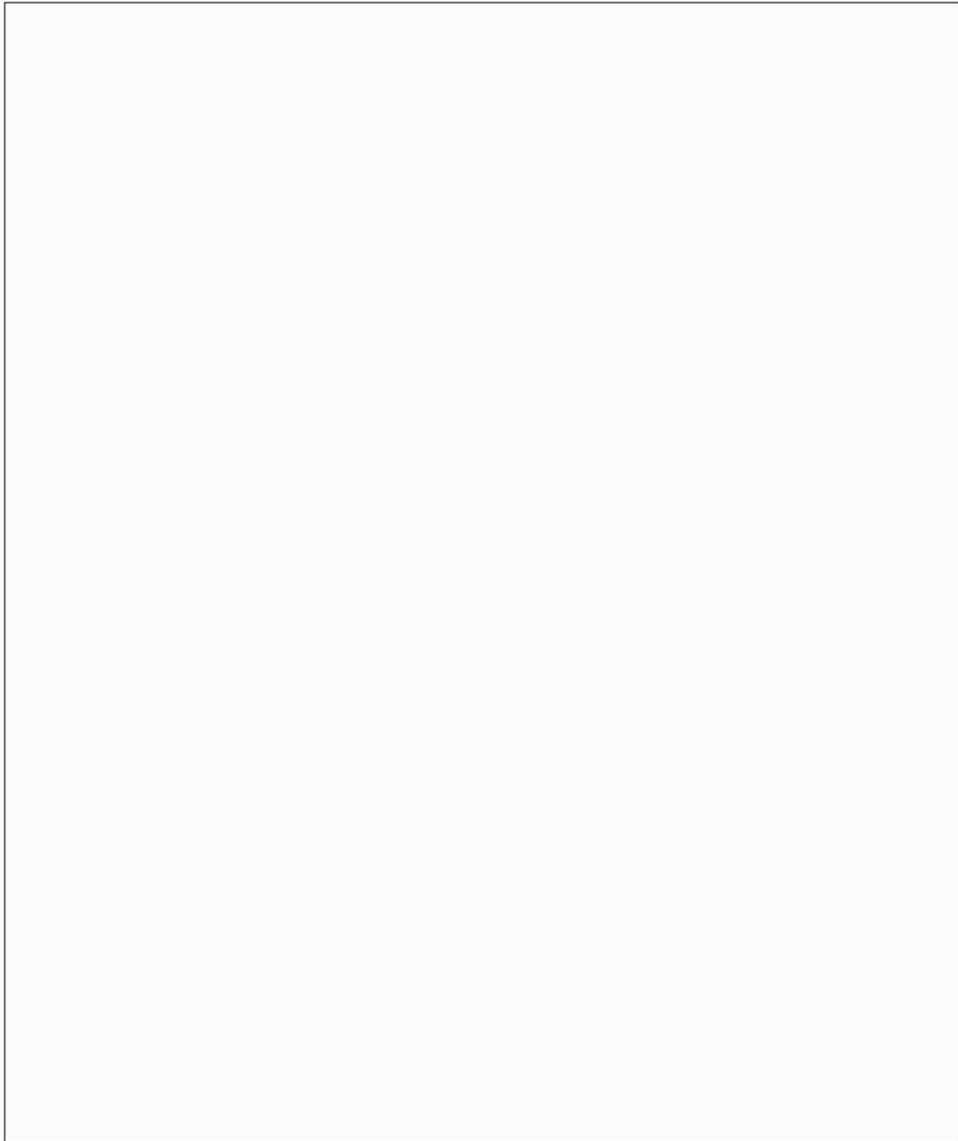
		N ↑ ⊕
—×—	止水栓 (乙・丙)	敷地面積 m ² 給水人口 人 給水方法 (1 直結 2 受水槽) 給水装置の種類 (1 専用 2 共用) ・ 付近の通路、境界及び建物の位置を明確にすること。 ・ 井戸が現存する場合、井戸ポンプ及び井戸管の記入をすること。 ・ 配水管、新設給水管、既設給水管、止水栓、量水器、給水栓類を記入すること。また、特殊器具については、立面図に商品名を記入すること。 ・ 配水管及び給水装置の形状及び材質を記入すること。 ・ 乙止め及び量水器のオフセット図を記入すること。(記載例参考)
—(M)—	量水器	
—⋈—	バルブ	
—N—	逆止弁	
—(G)—	ガス 給湯器	
表記記号等は、給水装置工事 技術指針を参考に記入すること。		

(注)特殊器具とは、特別な目的に使用されるものであって、例えば湯沸器、電子式自動給水栓等をいう。
※貼付けはしないこと。

様式第1号の6(第2条第1項第5号)

配 管 立 図

縮尺 1/



(注) 立面図の新設配管はすべて実線とし、指定のない立面記号は平面記号と同じとする。
特殊器具については、立面図に商品名を記入する。※貼付けはしないこと

様式第1号の7(第2条第1項第6号)

構 造 図

縮尺 1/

構造図（受水槽、ポンプ施設、付帯装置その他の特殊な構造物の形状、寸法、材質及び能力等を表示した図書。縮尺は50分の1以上とする。）

※貼付けはしないこと。

様式第2号(第2条第2項)

軽 易 な 工 事 届

年 月 日

八街市水道事業

八街市長 様

届出者 住 所 (所在地)

フリガナ
氏 名 (名称及び代表者氏名)

電 話

代理人 住 所 (所在地)

フリガナ
氏 名 (名称及び代表者氏名)

八街市給水条例第4条第1項のただし書の規定により工事を施工したいので、次のとおり届け出ます。

給水装置の場所			
給水装置の種類	1 専用給水装置	2 共用給水装置	
水 栓 番 号		施工年月日	年 月 日
指定給水装置 工事事業者			
指 定 番 号	第 号	指定有効期限	年 月 日
施工図	縮尺 1/ N 		

施工図には工事、装置の構造・材質を正確に記入すること。※貼付けはしないこと。

様式第3号(第4条)

給水装置工事検査申請書

年 月 日

八街市水道事業

八街市長 様

申請者 住 所 (所在地)

フリガナ
氏 名 (名称及び代表者氏名)

電 話

八街市給水条例第6条第2項の規定により給水装置工事の工事検査を受けたいので、
次のとおり申請します。

給水工事申請受付	年 月 日 (第 号)
工 事 の 場 所	
工 事 の 区 分	1 新設 2 増設 3 改造 4 修繕 5 撤去
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者	

※ 検 査 結 果		検査立会人
検 査 年 月 日	年 月 日	給水装置工事主任技術者
検 査 所 見		※残留塩素値 mg/L
検 査 員		※ 水 栓 番 号

注 ※欄は記入しないこと。

様式第4号(第7条第1項)

水道使用開始申請書

年 月 日

八街市水道事業

八街市長 様

申請者 住所 (所在地)

フリガナ
氏名 (名称及び代表者氏名)

電話

八街市給水条例第12条の規定により水道を使用したいので、次のとおり申請します。

区 分	1 新設等	2 再開 (開栓)	開栓希望日	年	月	日
	3 臨時	開栓期間	年	月	日	～ 年 月 日
使用者	住所					
	氏名					
	電話					
工事場所						
水栓番号		量水器番号		指針		
口径	mm	前使用者氏名				
指定給水装置 工事事業者						
取付年月日	年 月 日	検定満期年月	年	月		

現地案内図 (詳しく、正確に) ※貼付けはしないこと。



様式第5号(第7条第2項)

第 号
年 月 日

様

八街市水道事業
八街市長 印

水道使用開始不承認通知書

年 月 日付で申請のあった水道使用開始申請について、八街市給水
条例第12条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 決定

区 分	1 保 留	2 却 下
給水装置の場所		
給水装置の所有者		
備 考		

2 不承認の理由

様式第6号(第8条第1項)

代 理 人 選 任 届

年 月 日

八街市水道事業

八街市長 様

届出者 住 所 (所在地)

フリガナ
氏 名 (名称及び代表者氏名)

電 話

八街市給水条例第13条第1項の規定により給水装置に関する一切の事項を処理させるため代理人を選任したので、次のとおり届け出ます。

給水装置の場所		
給水装置の種類	1 専用給水装置 2 共用給水装置 3 私設消火栓	
水栓番号		
代理人	住 所	
	氏 名	
	電 話	
備 考		

様式第7号(第8条第2項)

代 理 人 変 更 届

年 月 日

八街市水道事業

八街市長 様

届出者 住 所 (所在地)

フリガナ
氏 名 (名称及び代表者氏名)

電 話

八街市給水条例第13条第1項の規定により給水装置に関する代理人を変更したので、次のとおり届け出ます。

給水装置の場所		
給水装置の種類	1 専用給水装置 2 共用給水装置 3 私設消火栓	
水栓番号		
新代理人	住 所	
	氏 名	
	電 話	
旧代理人	住 所	
	氏 名	
備 考		

様式第9号(第9条第2項)

管 理 人 変 更 届

年 月 日

八街市水道事業

八街市長 様

届出者 住 所 (所在地)

フリガナ
氏 名 (名称及び代表者氏名)

電 話

八街市給水条例第14条第1項の規定により水道の使用に関する管理人を変更したので、
次のとおり届け出ます。

給水装置の場所				
給水装置の種類		1 専用給水装置 2 共用給水装置 3 私設消火栓		
新管理人	住 所			
	氏 名			
	電 話		水栓番号	
旧管理人	住 所			
	氏 名		水栓番号	
使用 者	住 所			
	氏 名		水栓番号	
	住 所			
	氏 名		水栓番号	
	住 所			
	氏 名		水栓番号	
	住 所			
氏 名		水栓番号		
備 考				

様式第10号(第10条)

第 号
年 月 日

様

八街市水道事業
八街市長 印

代理人（管理人）変更命令書

八街市給水条例第13条第2項（第14条第2項）の規定に基づき、代理人（管理人）の変更を、下記のとおり命ずる。

記

給水装置の住所	
給水装置の種類	1 専用給水装置 2 共用給水装置 3 私設消火栓
水栓番号	
変更の理由	

様式第11号(第11条)

水道使用廃止（休止・閉栓）届

年 月 日

八街市水道事業

八街市長 様

届出者 住 所 (所在地)

フリガナ
氏 名 (名称及び代表者氏名)

電 話

八街市給水条例第17条第1項第1号の規定により水道の使用をやめたいので、次のとおり届け出ます。

区 分	1 廃止 2 休止 3 閉栓	前使用者	
給水装置の場所			
給水装置の種類	1 専用給水装置 2 共用給水装置 3 私設消火栓		
水 栓 番 号		口 径	mm
量 水 器 番 号		有 期 効 限	
廃止 使用休止年月日 閉栓	年 月 日	指 針	
廃止 使用休止の理由 閉栓			
備 考			

様式第12号(第12条)

用 途 変 更 届

年 月 日

八街市水道事業

八街市長 様

届出者 住 所 (所在地)

フリガナ
氏 名 (名称及び代表者氏名)

電 話

八街市給水条例第17条第1項第2号の規定により用途を変更したいので、次のとおり
届け出ます。

水 栓 番 号		量水器番号		口 径	mm
場 所					
新 用 途					
旧 用 途					
変 更 日	年 月 日				

様式第13号(第13条)

私設消火栓消防演習使用届

年 月 日

八街市水道事業者

八街市長 様

届出者 住 所 (所在地)

フリガナ
氏 名 (名称及び代表者氏名)

電 話

八街市給水条例第17条第1項第3号の規定により消防演習のため私設消火栓を使用したいので、次のとおり届け出ます。

私設消火栓の場所	
私設消火栓の種類	1 封かん 2 量水器付き
使 用 日 時	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分
使 用 水 量	m ³
開閉栓立会い者	
立会い手数料	円
備 考	

様式第14号(第14条)

水道使用者（所有者）変更届

年 月 日

八街市水道事業

八街市長 様

届出者 住 所 (所在地)

フリガナ
氏 名 (名称及び代表者氏名)

㊞

電 話

八街市給水条例第17条第2項第1号の規定により水道使用者（所有者）の住所（氏名）を変更したので、次のとおり届け出ます。

区 分	1 水道使用者	2 所有者	変更内容	1 住所	2 氏名
給水装置の場所					
給水装置の種類	1 専用給水装置	2 共用給水装置	3 私設消火栓		
水 栓 番 号					
新	住 所				
	氏 名	㊞			
	電 話				
旧	住 所				
	氏 名	㊞			
	電 話				
備 考					

様式第15号(第15条)

給水装置消防使用届

年 月 日

八街市水道事業

八街市長 様

届出者 住 所 (所在地)

フリガナ
氏 名 (名称及び代表者氏名)

電 話

八街市給水条例第17条第2項第2号の規定により給水装置を消防の用に供したので、
次のとおり届け出ます。

給水装置の場所	
給水装置の種類	1 専用給水装置 2 共用給水装置
水 栓 番 号	
使 用 日 時	年 月 日 時 分～ 年 月 日 時 分
使 用 水 量	m ³
備 考	

様式第16号(第16条)

量水器滅失(き損)届

年 月 日

八街市水道事業

八街市長 様

届出者 住 所 (所在地)

フリガナ
氏 名 (名称及び代表者氏名)

電 話

八街市給水条例第17条第2項第3号の規定により量水器を滅失(き損)したので、次のとおり届け出ます。

給水装置の場所					
使 用 者					
給水装置の種類	1 専用給水装置 2 共用給水装置 3 私設消火栓				
水 栓 番 号		量水器番号		口径	mm
滅失(き損)した理由					
損害賠償の負担	1 無 2 有	損害賠償額	円		
備 考					

様式第17号(第17条)

給 水 装 置 異 常 届

年 月 日

八街市水道事業

八街市長 様

届出者 住 所 (所在地)

フリガナ
氏 名 (名称及び代表者氏名)

電 話

八街市給水条例第17条第2項第4号の規定により給水装置に異常があるので、次のとおり届け出ます。

給水装置の場所					
給水装置の種類	1 専用給水装置	2 共用給水装置	3 私設消火栓		
水 栓 番 号		量水器番号		口径	mm
異 常 の 内 容					
指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者 (連 絡 先)	指定番号:第 号 有効期限: 年 月 日				
異 常 箇 所	1 水栓 2 給水管 (地中・壁内・その他) 3 量水器筐内 4 配水管 5 その他 ()				
異 常 発 生 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分				
復 旧 完 了 日 時	年 月 日 午前・午後 時 分				
修 理 後 の 指 針					
異常の箇所図	使用材料				
	※水量認定申請 (有・無) ※料金減免申請 (有・無)				

施工写真を添付すること。(着工前、施工中、完了) 注※欄は記入しないこと。

様式第18号(第18条)

消 火 栓 使 用 届

年 月 日

八街市水道事業

八街市長 様

届出者 住 所 (所在地)

フリガナ
氏 名 (名称及び代表者氏名)

電 話

八街市給水条例第17条第2項第5号の規定により消火栓を消防の用に供したので、次のとおり届け出ます。

消火栓の場所	
消火栓の別	1 消火栓 2 私設消火栓
使用日時	年 月 日 時 分 ～ 年 月 日 時 分
使用水量	m ³
備 考	

様式第19号(第19条第1項)

給水装置（水質）検査請求書

年 月 日

八街市水道事業

八街市長 様

請求者 住 所 (所在地)

フリガナ
氏 名 (名称及び代表者氏名)

電 話

八街市給水条例第20条第1項の規定により給水装置（水質）の検査を実施して下さるよう、次のとおり請求します。

区 分	1 給水装置 2 水質
給水装置の種類	1 専用給水装置 2 共用給水装置 3 私設消火栓
水 栓 番 号	
給水装置 の場所 水質試料	
状態・請求の内容	
費 用 区 分	1 無 2 有
検 査 の 内 容	

様式第20号(第19条第2項)

給水装置（水質）検査結果通知書

第 号
年 月 日

様

八街市水道事業

八街市長

印

年 月 日付で請求のあった給水装置（水質）検査について、八街市
給水条例第20条第1項の規定により、次のとおり検査を行ったので通知します。

区 分	1 給水装置	2 水質
検査実施年月日	年 月 日	
検査員		
検査の内容		
検査結果		

様式第21号(第23条第2項)

料金等減免（猶予）申請書

年 月 日

八街市水道事業

八街市長 様

申請者 住 所 (所在地)

フリガナ
氏 名 (名称及び代表者氏名)

電 話

八街市給水条例第31条の規定により料金等の減免（猶予）を受けたいので、次のとおり申請します。

区 分	1 免 除	2 減 額	3 猶 予
減免・猶予の内容	1 使用料	2 手数料	3 負担金
給水装置の場所	給水管（ 地中 ・ 壁内 ） その他（ ）		
給水装置の種類	1 専用給水装置	2 共用給水装置	3 私設消火栓
水 栓 番 号	量水器番号	口 径	mm
申請額及び水量	円		m ³
減 免 猶 予) 申請理由			

様式第22号(第23条第3項)

第 号
年 月 日

様

八街市水道事業

八街市長

印

料金減免（猶予）決定通知書

年 月 日付で申請のあった料金等の減免（猶予）について、八街市給水
条例第31条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

区 分	1 免除	2 減額	3 猶予								
減免・猶予の内容	1 使用料	2 手数料	3 負担金								
給水装置の場所											
給水装置の種類	1 専用給水装置	2 共用給水装置	3 私設消火栓								
水 栓 番 号		量水器番号	口径	mm							
使 用 者 氏 名			電話番号								
決 定 事 項	1 免除 2 減額 料金等の額 円 減免額 円 納入すべき額 円 3 猶予 4 実施予定年月 年 月分 5 申請却下 理由										
減 免 の 内 訳	過去の使用水量		計	量	更	正	減	免			
	月	月	基準	水	量	金	額	水	量	金	額
	m ³	m ³	(A)	m ³	(B)	m ³	円	m ³	円	m ³	円
更正水量算出 ① $(A) + \frac{(B) - (A)}{4} =$ ② $(A) \times 2 =$ ③ ①又は②のいずれか小さい値を採用する。											

(この様式において教示をすることができる。)

様式第23号(第25条)

給水装置確認申請書

年 月 日

八街市水道事業

八街市長 様

申請者 住所 (所在地)

フリガナ
氏 名 (名称及び代表者氏名)

電 話

八街市給水条例第35条第3項の規定により給水装置の確認を受けたいので、次のとおり申請します。

工 事 場 所	
給水装置の種類	1 専用給水装置 2 共用給水装置 3 私設消火栓
給水管の口径 及び個数	

使用材料は、水道法施行令（昭和32年政令第336号）第6条第2項に規定する基準に適合していることを確認しました。

指定給水装置 工事事業者	所在地 名称
-----------------	-----------

様式第24号(第26条)

第 号
年 月 日

様

八街市水道事業
八街市長 印

給 水 停 止 通 知 書

八街市給水条例第36条の規定に基づき、下記の停止理由が存続する間は、給水を停止する。

記

給水装置の場所	
給水装置の種類	1 専用給水装置 2 共用給水装置 3 私設消火栓
水 栓 番 号	
停 止 の 理 由	1 料金の未納 2 構造・材質の不適合 3 点検・検査の拒否 4 警告の無視 5 その他

様式第25号(第27条)

(表)

写 真 3.0cm×2.4cm	給水装置検査員書	第 号
	氏名	年 月 日生
	所属	
上記の者は、水道法第17条第2項の規定による立入り検査をすることができる者であることを証明する。		
年 月 日		
八街市水道事業 八街市長 印		

8.5cm

(裏)

水 道 法 抜 粋

(給水装置の検査)

第17条 水道事業者は、日出後日没前に限り、その職員をして、当該水道によって水の供給を受ける者の土地又は建物に立ち入り、給水装置を検査させることができる。ただし、人の看守し、若しくは人の住居に使用する建物又は閉鎖された門内に立ち入るときは、その看守者、居住者又はこれらに代わるべき者の同意を得なければならない。

2 前項の規定により給水装置の検査に従事する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

8.5cm

別記様式第1号（第2条第1項）

（全部改正〔令和6年規則19号〕）

様式第1号の2（第2条第1項第1号）

（全部改正〔令和6年規則19号〕）

様式第1号の3（第2条第1項第2号）

（全部改正〔令和6年規則19号〕）

様式第1号の4（第2条第1項第3号）

（全部改正〔令和6年規則19号〕）

様式第1号の5（第2条第1項第4号）

（全部改正〔令和6年規則19号〕）

様式第1号の6（第2条第1項第5号）

（全部改正〔令和6年規則19号〕）

様式第1号の7（第2条第1項第6号）

（全部改正〔令和6年規則19号〕）

様式第2号（第2条第2項）

（全部改正〔令和6年規則19号〕）

様式第3号（第4条）

（全部改正〔令和6年規則19号〕）

様式第4号（第7条第1項）

（全部改正〔令和6年規則19号〕）

様式第5号（第7条第2項）

（全部改正〔令和6年規則19号〕）

様式第6号（第8条第1項）

（全部改正〔令和6年規則19号〕）

様式第7号（第8条第2項）

（全部改正〔令和6年規則19号〕）

様式第8号（第9条第1項）

（全部改正〔令和6年規則19号〕）

様式第9号（第9条第2項）

(全部改正〔令和6年規則19号〕)

様式第10号(第10条)

(全部改正〔令和6年規則19号〕)

様式第11号(第11条)

(全部改正〔令和6年規則19号〕)

様式第12号(第12条)

(全部改正〔令和6年規則19号〕)

様式第13号(第13条)

(全部改正〔令和6年規則19号〕)

様式第14号(第14条)

(全部改正〔令和6年規則19号〕)

様式第15号(第15条)

(全部改正〔令和6年規則19号〕)

様式第16号(第16条)

(全部改正〔令和6年規則19号〕)

様式第17号(第17条)

(全部改正〔令和6年規則19号〕)

様式第18号(第18条)

(全部改正〔令和6年規則19号〕)

様式第19号(第19条第1項)

(全部改正〔令和6年規則19号〕)

様式第20号(第19条第2項)

(全部改正〔令和6年規則19号〕)

様式第21号(第23条第2項)

(全部改正〔令和6年規則19号〕)

様式第22号(第23条第3項)

(全部改正〔令和6年規則19号〕)

様式第23号(第25条)

(全部改正〔令和6年規則19号〕)

様式第 2 4 号 (第 2 6 条)

(全部改正〔令和 6 年規則 1 9 号〕)

様式第 2 5 号 (第 2 7 条)

(全部改正〔令和 6 年規則 1 9 号〕)